

令和7年9月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年9月19日(金) 午前9時00分～9時32分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 恵
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

欠席委員

傍聴推進委員

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	福濱 実咲

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	4件	田 畑	6,087 m ² 452 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑	m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	5件	田 畑	2,871 m ²
第4号議案	非農地証明願	3件	田 畑	1,314 m ² 6,275 m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	74件	田 畑	177,650 m ² 16,453 m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画 変更申請	件	田 畑	m ² m ²
第8号議案	地域計画の変更について	件	田 畑	m ² m ²
報告第1号	合意解約	6件	田 畑	13,386 m ² m ²

令和7年9月 農業委員会定例会 議事録

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻が参りましたので、只今より9月の定例会を開催いたします。</p> <p>本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案まで合計86件でございます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、農業委員18名中 全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人の方がお見えになっていることも、合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>
会長職務代理	<p>(挨拶)</p> <p>早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。</p> <p>本日の署名委員を 14番 藤川 委員さんと 16番 山下(恵) 委員さんのお二人にお願いします。</p> <p>次に、今月の現地調査につきましては、13番 宮本 委員さんと14番 藤川 委員さんと16番 山下(恵) 委員さんと私で、昨日9月18日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、ただいまより議事に移らせていただきます。</p> <p>第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件についてご説明いたします。</p> <p>始めに今回の3条申請4件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、資料2ページをお開き下さい。</p> <p>1番と2番は譲受け人が同一のためまとめて説明させていただきます。</p> <p>1番 申請地は■■■■ 地目は田 面積793㎡ 外一筆 計2,250㎡です。</p> <p>2番 申請地は■■■■ 地目は田 面積1,398㎡ 外三筆 計2,939㎡です。</p> <p>1番・2番ともに 譲渡し人、譲受け人とも市内の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で高齢化による経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請にいたしました。</p> <p>受人反別は69,706.21㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響はないと考えられます。</p> <p>譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター1台、トラック3台、農舎350㎡です。</p>

農作業歴は 15 年以上、年間従事日数は 150 日程度、通作距離についても車で 5 分と通作可能と判断できます。

報告第 1 号 1 番・2 番・4 番に関連しています。

3 番 申請地は■■■ 地目 田 面積 357 m² 外 4 筆 計 1,350 m²です。

譲渡し人、譲受け人とも市内の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 3,598.81 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、みかん等の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、トラック、選果機が各 1 台、農舎が 34 m²です。農作業歴は 3 年、年間従事日数は 365 日、通作距離についても徒歩 3 分圏内と通作可能と判断できます。

4 番 申請地は■■■ 地目 田 面積 1,389 m²です。

譲渡し人、譲受け人とも市内の方による、有償の売買での申請となります。第 3 号議案 4 番の譲り受ける会社の代表者の方が今回の案件の譲受人になっています。申請理由は、家庭菜園としての取得で、労働力不足を考える譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 0 m²です。取得後の営農計画としては、野菜等の自家消費、農協・産直での販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラック 1 台です。農作業歴はなし、年間従事日数は 150 日以上、通作距離についても第 3 号議案 4 番に関連している事務所から徒歩 1 分圏内と通作可能と判断できます。

以上のことから本日の案件 4 件につきまして、譲受人については経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」4 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

三木委員

4 番の案件について具体的にはどのような営農計画となっているのでしょうか。

事務局書記

トマトやナスを産直や JA に販売する予定となっています。

事務局書記

申請書には手作業で行うということになっているのでまた確認次第ご報告します。

<p>会長職務代理</p>	<p>他にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件を議題に供します。</p> <p>なお、第3号議案の5番については現地調査を実施しておりますので、藤川 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p>
<p>藤川委員</p>	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」5番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>申請者は、土地所有者のお子さんで申請地にお住まいです。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 99 m² ■■■から西へ約300m。</p> <p>無断転用の有無 あり 転用目的 宅地拡張</p> <p>申請理由 申請者は、親と同居しております。母屋が老朽化しているため、建て替える計画をしたところ、納屋と車庫がある部分に無断転用がありました。</p> <p>その無断転用の解消と、申請人が母屋を建て替えることで、話がまとまり申請にいたしました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。</p> <p>土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま藤川 委員さんより現地調査の報告がございましたが、補足説明がありましたら他の案件と併せて、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長補佐</p>	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。</p> <p>5番 排水計画は、全体として雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、北側水路へ放流します。</p> <p>農地部分の造成は、所有者が納屋および車庫として利用していました。無断転用のため始末書の提出もあります。また、納屋および車庫はそのまま使用するため、厳密には4条申請と考えられますが、新たに建築する住宅を前提に転用の規模や妥当性を判断するため、5条申請としています。</p> <p>地域計画の変更については区域外です。</p> <p>1番 申請者は、市外にお住まいの方です。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 430 m²</p>

■■■から西へ約100m。

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 申請人は、現在、アパートを借りていますが、家族も増えて手狭になってきたことから、住宅を建てようとして計画しました。申請地は、保育所やスーパー等も近くて便利なところであるため、土地の売却を検討していた所有者との話がまとまり申請にいたりしました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第二種中高層住居専用地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

排水計画は、雨水はため柵を設置し北側の市道側溝へ放流、汚水は北側市道内の公共下水道へ接続し放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。地域計画の変更については区域外です。

2番 申請者は、土地所有者のお子さんです。

8月定例会での申請を一旦取り下げて、新たに申請しています。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 306㎡

■■■から北へ約300m。

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 申請人は、出産に伴いアパートでは手狭になるため、住宅を建てようとして計画しました。申請地の隣には、親の自宅があり、また、祖父の自宅にも近いため、将来の子育て等を考えて検討したところ、祖父が所有する土地で話しがまとまり申請にいたりしました。なお、先月の申請との変更内容ですが、お子さんご夫婦での使用貸借の計画から、お子さん1人への所有権移転となりました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、西側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。地域計画の変更については、区域内であったため7月に変更公告済です。

3番 申請者は、土地所有者のお子さんです。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 385㎡

■■■から北西へ約300m。

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 申請人は、市外のアパートに居住していますが家族も増え手狭となったため、住宅を建築しようとして計画したところ、実家の近くで父が所有する土地で話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第1種住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、西側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界線にコンクリート擁壁を新たに設置します。地域計画の変更については事前に相談があったため区域外です。

4番 転用事業者は、市内に事業所を置く塗装工事関係の法人です。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 1,651㎡

■■■から北へ約100m。

無断転用の有無 なし

転用目的 事務所、倉庫、駐車場

申請理由 譲受人は塗装工事業を営んでおります。市内に事務所を構えていますが、業務量の増加に伴い敷地が不足するようになっていました。敷地の拡張も難しく借地でもあったため、自社の施設を構えようとして計画、また技能実習生を受け入れており事務所の2階部分には居住スペースを確保する予定です。

申請地は、必要とする規模や条件を満たしていたため、所有者と交渉したところ話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する西側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。申請地外周には、境界コンクリート擁壁を新たに設置します。1,000㎡を超えていますので、開発許可の協議も進めております。地域計画の変更については、以前より相談があったため区域外です。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま藤川 委員さんと事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

4番の申請地と1号議案の4番は隣接地ですか。譲受人も同一人物ですか。

事務局長補佐	隣接地で、申請人は同じ方になります。
本条委員	将来、隣接地を埋め立てたりする予定ですか。
事務局長補佐	現在その予定はありません。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p> <p>続いて、第4号議案「非農地証明願」3件を議題に供します。</p> <p>なお、本件については現地調査を実施しておりますので、宮本 委員さん、山下 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p>
宮本委員	<p>それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>1番 申請者 市内の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 田 面積 350㎡ 外3筆の合計 1,462㎡です。</p> <p>■■■■の農地は■■■■から東へ約200m</p> <p>■■■■の農地は■■■■から北東へ約600m</p> <p>■■■■の農地は■■■■から北へ約800mにそれぞれ位置します。</p> <p>申請理由 再生利用が困難な農地と認められるためであり、耕作不便な農地であることから耕作放棄し、現在では周辺一帯が山林化しております。</p> <p>以上です。</p>
山下委員	<p>それでは、第4号議案「非農地証明願」2番、3番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>2番 申請者 市外の土地所有者の方3名です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 畑 面積 1,302㎡ 外3筆の合計 3,744㎡です。</p> <p>■■■■から北東へ約800mに位置します。</p> <p>申請理由 再生利用が困難な農地と認められるためであり、申請者は昨年農地を相続しましたが、市外で住んでいることもあり耕作の意思はなく現在山林化しています。</p> <p>3番 申請者 市内の土地所有者の相続人の方です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 畑 面積 585㎡ 外1筆の合計 2,383㎡です。</p> <p>■■■■から南へ約600mに位置します。</p>

	<p>申請理由 再生利用が困難な農地と認められるためであり、申請者はこれから相続をしますが、既に山林化していることもあり耕作の意思はないとのことです。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま宮本 委員さんと山下 委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局より補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>はい。第4号議案「非農地証明願」3件につきましては先ほどの担当委員さんのご説明通りとなります。</p>
	<p>第4号議案「非農地証明願」3件については担当委員さんのご説明通りとなります。3番の案件についてですが、所有者は亡くなっておりその相続人からの申請になります。提出のあった戸籍と照らし合わせ、法定相続人全員の同意を得ていることを確認しております。</p> <p>以上、本日の案件3件については「再生利用が困難な農地」に該当するため問題ないと判断しております。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま担当委員さんの説明と事務局より補足説明がありました。第4号議案「非農地証明願」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」3件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>続いて、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」74件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは第6号議案 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取 74件についてご説明します。</p> <p>今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が56件、更新が16件、再設定が4件となっております。</p> <p>続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しており</p>

	<p>ます。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号、第 3 号を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」7 4 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>《質疑応答》</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご意見もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」7 4 件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提出することといたします。</p> <p>以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告第 1 号「農地法第 1 8 条 合意解約」6 件についてです。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、報告第 1 号「農地法第 1 8 条 合意解約」6 件についてご説明いたします。</p> <p>1 番 ■■■■ 地目 田 面積は 793 m² 外 1 筆 計 2, 250 m²です。 江尻町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 売買目的で第 1 号議案 1 番に関連しています。 備考につきましては 利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>2 番 ■■■■ 地目 田 面積は 1, 398 m²です。 江尻町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 売買目的で第 1 号議案 2 番に関連しています。 備考につきましては、利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>3 番 ■■■■ 地目 田 面積は 3, 229 m²です。 江尻町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 売買目的で今後申請が出てくる予定になっています。 備考につきましては、利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>4 番 ■■■■ 地目 田 面積は 1, 218 m² 外 4 筆 計 2, 587 m²です。 江尻町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 売買目的で第 1 号議案 2 番に関連しています。</p>

	<p>■■■■の二筆につきましては今後申請が出てくる予定です 備考につきましては、利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>5番 ■■■■ 地目 田 面積 1,684 m² 外 1 筆 計 2,728 m²です。 高屋町の土地所有者から高屋町の借受人への貸借の解約になります。 解約理由 借受人の労力不足で第6号議案48番に関連しています。 備考につきましては、利用権、使用貸借権の解消 です。</p> <p>6番 ■■■■ 地目 田 面積 1,124 m²。 高屋町の土地所有者から高屋町の借受人への貸借の解約になります。 解約理由 借受人の労力不足で第6号議案49番に関連しています。 備考につきましては、利用権、使用貸借権の解消 です。</p> <p>以上、合意解約の説明です</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件について、なにかご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による確認) 【なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件を受理し、処理してまいります。</p>
会長職務代理	<p>その他の案件として、事務局の方で何かありますか。</p>
事務局	<p>(事務局からの連絡事項等)</p>
会長職務代理	<p>それでは、これもちまして 9月の定例会を閉会致します。 長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。</p>
	9時32分終了